



出張理容・出張美容について



理容師・美容師が理容所・美容所以外の場所で業務（※1）を行うこと（※2）は、**法律で禁止**されています。ただし、**特別な事情**（※3）のある場合には、**例外的に認められる**場合があります。

出張理美容を行うことができる場合が事前に確認しましょう！

※1 理容又は美容の業

※2 出張理容・出張美容（以下、出張理美容という）

※3 特別な事情とは、以下にある「出張理美容を行うことができる場合」に記載している事情のみ

出張理美容を行うことができない場合（例）

- 仕事や用事などの理由で理容所・美容所に行く時間がない
- 感染症が心配で理容所・美容所に行きたくない
- 理容所・美容所に行くよりも自宅でサービスを受けたい

上記のような特別な事情がない方を対象とした出張理美容は、**理容師法又は美容師法の違反**になります。



出張理美容を行うことができる場合

① 以下の事情で理容所・美容所に行くことができない人を対象とする場合

- 疾病、骨折、認知症、障害、寝たきり等の介護を要する状態（※4）
- 自宅等で常時、育児や介護を行っており、その他家族の援助や育児・介護サービスを利用することが困難であり、仮に、育児や介護を受けている家族を残して理容所・美容所に行った場合、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められる（育児や介護を業務として行っている場合は対象外）
- 社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）に入所している

※4 状態の程度や生活環境を鑑み、社会通念上、理容所・美容所に行くことが困難であると認められる場合である。日常的に外出しており、その行動範囲の内に通常利用している理容所・美容所がある場合は認められない。

② その他

- 婚礼などの儀式に参列する方に儀式の直前に行く場合
- 災害により避難所又は応急仮設住宅に避難している場合

上記にある事情以外の方を対象とした出張理美容は認められません。

届出について

吹田市内で出張理美容を行う場合は、保健所への届出は不要ですが、出張理美容を行うことができる場合に該当するか迷った場合は**事前に保健所に相談**してください。

出張理美容ができるのは、**理容師若しくは美容師の免許を有している人**だけです。

利用者から免許の確認を求められた際に

理容師・美容師免許証を提示できるようにしましょう！

出張理美容を行うために



携行品

- ・洗淨及び消毒済みの器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- ・使用済みの器具を安全に収納できるもの
- ・消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- ・器具用の消毒薬品（消毒用エタノール等）
- ・外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料（傷用消毒薬・絆創膏等）
- ・手洗いに必要な石けん、消毒液等
- ・毛髪等の廃棄物を入れるふた付きの専用容器や丈夫な袋等

衛生管理について

出張先では疾病の状態にある方、介護を必要とする方等を対象としますので、**衛生管理に注意**し施術してください。

施術者は清潔にする

- ・清潔な被服を着用する
- ・爪を短く切り、利用者1人ごとに手を洗う
- ・顔そり、美顔術等の顔面作業時は、清潔なマスクを着用する



施術する環境を整える

施術場所について利用者と相談しましょう

- ・不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室等で行う
- ・作業場の床、腰張りは、不浸透性材料を使用した構造である
- ・不必要な物品等が近くにないところ
- ・採光、照明、換気を十分にする

器具類は衛生的に取扱う

- ・皮膚に接する器具類は、利用者一人ごとに消毒した清潔なものを使用する
- ・皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、利用者1人ごとに取り替える
- ・洗淨及び消毒済みの器具類等は使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管する
- ・毛髪等の廃棄物は、利用者1人ごとに清掃する
- ・毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ適正に処理する
- ・首巻き又は枕当てに紙製品を用いる場合は、利用者一人ごとに廃棄する※
- ・顔そり等に用いる石けん液は、利用者一人ごとに取り替える※

※理容の場合

suitable city

〈問い合わせ先〉 吹田市健康医療部衛生管理課

〒564-0072 大阪府吹田市出口町19-3 (吹田市保健所)

●TEL: 06-6339-2226 ●FAX: 06-6339-2058

●MAIL: e-kanri@city.suita.osaka.jp

